4. 施策内容

本事案は、全国最大規模の産業廃棄物不法投棄事案として、その原状回復には多大な県 民・国民負担を要することとなった。一方、その過程では、多くの関係者の努力が重ねら れ、全国的にも重要な問題となっている不法投棄を考える上での貴重な経験、知恵、技術 等が蓄積されてきた。

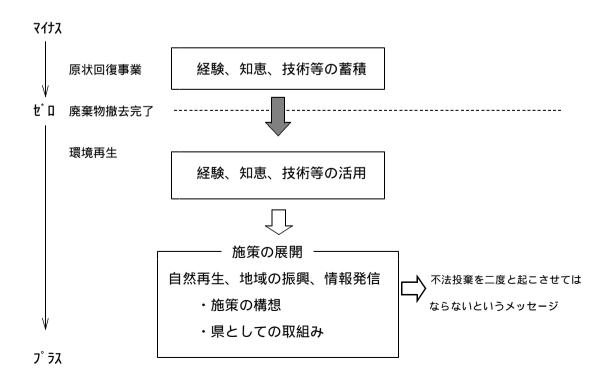
環境再生の取組みは、不法投棄現場を負(マイナス)の状態から元(ゼロ)の状態へ復旧するための原状回復事業等で培われてきたこれらの経験等を埋没させることなく、貴重な財産として次に続く世代に引き継ぎ、また国内外で活用すること(プラスの創出)を基本的な考え方とするものである。

そして、そのための施策を3つの方向性(自然再生、地域の振興、情報発信)から展開し、本事案のような不幸な出来事を二度と起こさせてはならないというメッセージへとつなげていくものである。

施策の取組みや実現に当たっては、長期的な展望を要するものもあり、また、県単独の みならず、地元田子町、県民・国民(NPO、市民グループ等) 民間企業・団体などと の連携・協力やそれらの主体的な取組みに期待されるものもある。

ここでは、そうした将来の可能性や事業主体を幅広くとらえ、施策の構想として示した うえで、県として具体化に取り組んでいく施策を示すものである。

【施策の体系概念図】



(1)自然再生

【施策の構想】

現場跡地は、不法投棄により失われた恵み豊かな大地への思いを馳せながら、緑あふれる豊かな自然環境の再生をめざすものとする。

再生は、本事案に関する現世代の経験等を次に続く世代につなげていく願いを込めた新たな環境創造活動として位置付け、地元住民、県民等が一体となって現場跡地にその第一歩を記しながら、自然の自律的な再生力に委ね、再生された現場を将来に引き継いでいくものとする。

植樹による森林域整備

市民参加等による植樹活動

再生現場を含む体験型学習・観光などへの展開

【県としての取組み】

植樹による森林域整備

- ・周辺自然林と調和のとれた広葉樹 (ブナ、ミズナラ等)の植林
- 市民参加等による植樹活動
- ・地元・近隣の小中学生等による植樹祭
- ・一般県民等による植樹祭
- ・民間企業との連携による植樹活動

再生現場を含む体験型学習・観光などへの展開

・植樹活動に事案学習や周辺観光等を組み込んだ体験メニューの提供

(2)地域の振興

【施策の構想】

現場跡地は、植樹による森林域整備のほか、地域社会のニーズや現場の自然条件、地理的条件、インフラ条件等を踏まえながら、ハード、ソフト両面での有効活用による地域の振興につなげていくことが考えられる。

ハード面では、地域特性を活かした再生可能エネルギー施設の展開などが考えられる。 ソフト面では、現場からの環境再生のメッセージの発信や新たな地域づくりへの活用の 観点から各種イベントの開催等が考えられる。

再生可能エネルギー施設 各種イベント(環境イベント、文化イベント等)の開催

【県としての取組み】

跡地の活用 (ハード、ソフト) についての部局横断的な検討

- ・全国公募提案者への事業化の働きかけ
- ・民間企業・団体等への情報提供

県以外の実施主体における跡地の活用 (ハード、ソフト)の促進

(3)情報発信

【施策の構想】

原状回復事業について、事業の状況の積極的かつ継続的な公開に取り組んできた経緯を踏まえ、原状回復事業終了後においても、これらの経験、資料や新たな環境再生の取組み等について、貴重な財産として次に続く世代に引き継ぎ、また、国内外で活用するため、積極的に情報発信することとし、廃棄物の適正処理や持続可能社会形成へのメッセージとしていくものとする。

資料の展示・公開(浸出水処理施設の活用等)

アーカイブの整備・公開

学校教育への活用

一般市民への啓発行事(イベント、シンポジウム、現場見学会等)の開催

民間企業・団体、一般市民等による基金の造成

市民参加等による植樹活動(再掲)

再生現場を含む体験型学習・観光などへの展開(再掲)

各種イベント(環境イベント、文化イベント等)の開催(再掲)

【県としての取組み】

施設稼働期間内の浸出水処理施設を活用した資料展示・公開

・パネル、廃棄物サンプル等

県以外の実施主体における資料展示・公開の可能性の検討

事案継承等の機能を有する案内板の現場への設置

アーカイブの整備・公開

・原状回復の記録、環境再生の取組み、全国の関連事案・研究成果等

学校教育への活用

市民参加等による植樹活動(再掲)

再生現場を含む体験型学習・観光などへの展開(再掲)